

(2) 政務調査費を充当するのに適さない例

具体例（全国都道府県議会議長会資料より）

① 政党活動経費への支出

例：党大会への出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等、会派の役員経費

② 選挙活動経費への支出

例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費、選挙関係に係る経費、選挙活動費

③ 後援会活動経費への支出

例：後援会活動のための経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会開催経費

④ 私的活動経費への支出

例：慶弔餞別費等（病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費）、冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）、宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）、観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費、親睦会・レクリエーション等のための経費、議員個人の私的目的のために使用する経費

⑤ 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出

例：JA・漁協・土地改良区・森林組合等の総会における挨拶だけの出席、町内会・老人クラブ・青年団・壮年会・婦人会等の新年会の会食だけの出席、県有施設・県道等の起工式や竣工式の出席

⑥ 飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出

⑦ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会、総会の出席費用の支出

⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出

例：公職選挙法第199条の2の寄付に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）

⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出

⑩ 政務調査活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出

⑪ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例：絵画、冷蔵庫、衣服等